

議案第8号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を削る。

附則第16項中「若しくは第44項又は第15条の3」を「、第44項、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加え、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第10項から附則第14項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第4項から附則第6項までを1項ずつ繰り下げる。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

第2条 佐倉市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。